

別表（第3条関係）

事業区分	事業の種別	交付対象者	交付対象となる地区	交付額
拠点整備支援	拠点整備支援事業	辺地債（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第5条に規定する地方債をいう。）を財源として支援対象事業を実施する市町村	辺地に所在する地区のうち、「小さな拠点づくり」モデル地区推進事業実施要綱第2の第3号に規定する地区を除いた地区	支援対象経費（辺地債の起債額）に10分の1を乗じて得た額と交付限度額（10,000千円）を比較して少ない方の額